



県 章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
8 月 30 日
第 34 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課） 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課） 1

道路区域の変更（道路課） 2

自転車歩行者専用道路の指定（道路課） 2

○ 公 告

平成31年度前期技能検定3級早期合格者公告（労働雇用政策課） 3

指定管理者公募公告（住宅課） 5

一般競争入札の公告（教育総務課） 6

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地変更の届出（湖東） 8

○ 教育委員会告示

令和2年度滋賀県立高等養護学校入学者選考要項の一部改正（特別支援教育課） 8

○ 公安委員会規則

※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課） 8

○ 企業庁公告

令和元年度滋賀県職員採用選考第1次考査実施公告 8

○ 正 誤

令和元年8月20日付け第31号滋賀県告示第131号中 11

告 示

滋賀県告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和元年8月30日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問看護ステーション ちょこれーと。	野洲市北桜978 - 2	社会福祉法人びわこ 学園 理事長 山崎正策	野洲市北桜978 - 2	介護予防訪問看護	2561390044	平成29. 3. 31

滋賀県告示第145号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和元年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	市立野洲病院	野洲市小篠原1094番地	病院・診療所	内原啓次	令和1.7.1

滋賀県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和元年8月30日から令和元年9月13日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	303号	高島市今津町藺生字山本1141番1から	変更後	最小 28.0m く 最大 34.9m	20.7m	道路改良工事（現道拡幅）に伴う道路区域の変更 なお、現道は従前のとおり
		高島市今津町藺生字山本1141番1まで	変更前	最小 28.0m く 最大 34.4m	20.7m	
		高島市今津町藺生字山本1142番1から	変更後	最小 14.6m く 最大 27.7m	60.2m	道路改良工事（現道拡幅）に伴う道路区域の変更 なお、現道は従前のとおり
		高島市今津町藺生字山本164番4まで	変更前	最小 10.7m く 最大 27.7m	60.2m	

滋賀県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき次の道路を自転車歩行者専用道路に指定しようとするので、同条第5項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、令和元年8月30日から令和元年9月13日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

路 線 名	自 転 車 歩 行 者 専 用 道 路 の 指 定 区 間	敷地の幅員	延 長	指定年月日
北船木勝野線	高島市安曇川町北船木字永竜179番5から 高島市勝野字尾萱3063番1まで	最小 2.4m } 最大 31.8m	6963.0m	令和1.9.14

公 告

平成31年度前期技能検定3級早期合格者公告

平成31年度前期技能検定3級早期の合格者は、次のとおりである。

令和元年8月30日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

3 級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号	
園芸装飾	室内園芸装飾	A 甲 0001	19-3-103-25-0001	
		A 甲 0002	19-3-103-25-0002	
		A 甲 0003	19-3-103-25-0003	
		A 甲 0004	19-3-103-25-0004	
		A 甲 0005	19-3-103-25-0005	
		A 甲 0006	19-3-103-25-0006	
		A 甲 0007	19-3-103-25-0007	
		A 甲 0008	19-3-103-25-0008	
		A 甲 0009	19-3-103-25-0009	
		A 甲 0010	19-3-103-25-0010	
		A 甲 0011	19-3-103-25-0011	
		A 甲 0012	19-3-103-25-0012	
		A 甲 0014	19-3-103-25-0013	
			C0001	19-3-103-25-0014
造園	造園工事	A 甲 0001	19-3-062-25-0001	
		A 甲 0002	19-3-062-25-0002	
		A 甲 0003	19-3-062-25-0003	
		A 甲 0004	19-3-062-25-0004	
		A 甲 0005	19-3-062-25-0005	
		A 甲 0006	19-3-062-25-0006	
		A 甲 0007	19-3-062-25-0007	
		A 甲 0008	19-3-062-25-0008	
		A 甲 0009	19-3-062-25-0009	
		A 甲 0010	19-3-062-25-0010	
		A 甲 0011	19-3-062-25-0011	
			C0001	19-3-062-25-0012
			C0002	19-3-062-25-0013
			C0003	19-3-062-25-0014
機械加工	普通旋盤	A 甲 0003	19-3-006-25-0001	
		A 甲 0004	19-3-006-25-0002	
		A 甲 0005	19-3-006-25-0003	
		A 甲 0006	19-3-006-25-0004	

		A 甲 0007	19-3-006-25-0005
		A 甲 0008	19-3-006-25-0006
		A 甲 0010	19-3-006-25-0007
		A 甲 0011	19-3-006-25-0008
		A 甲 0012	19-3-006-25-0009
		A 甲 0013	19-3-006-25-0010
		A 甲 0019	19-3-006-25-0011
		A 甲 0021	19-3-006-25-0012
		A 甲 0022	19-3-006-25-0013
		A 甲 0025	19-3-006-25-0014
		A 甲 0027	19-3-006-25-0015
		A 甲 0028	19-3-006-25-0016
		A 甲 0030	19-3-006-25-0017
		A 甲 0031	19-3-006-25-0018
	数値制御旋盤	A 甲 0002	19-3-006-25-0019
		A 甲 0004	19-3-006-25-0020
		C0001	19-3-006-25-0021
		C0002	19-3-006-25-0022
	フライス盤	A 甲 0001	19-3-006-25-0023
		A 甲 0005	19-3-006-25-0024
		C0002	19-3-006-25-0025
		C0003	19-3-006-25-0026
		C0005	19-3-006-25-0027
		C0006	19-3-006-25-0028
	平面研削盤	A 甲 0001	19-3-006-25-0029
		A 甲 0002	19-3-006-25-0030
		A 甲 0003	19-3-006-25-0031
		A 甲 0004	19-3-006-25-0032
	マシニングセンタ	A 甲 0002	19-3-006-25-0033
		A 甲 0005	19-3-006-25-0034
		A 甲 0006	19-3-006-25-0035
		A 甲 0007	19-3-006-25-0036
仕上げ	機械組立仕上げ	A 甲 0001	19-3-012-25-0001
機械検査	機械検査	A 甲 0002	19-3-013-25-0001
		A 甲 0005	19-3-013-25-0002
		A 甲 0009	19-3-013-25-0003
		A 甲 0010	19-3-013-25-0004
		A 甲 0011	19-3-013-25-0005
		A 甲 0015	19-3-013-25-0006
		A 甲 0016	19-3-013-25-0007
		A 甲 0017	19-3-013-25-0008
		A 甲 0019	19-3-013-25-0009
		B0001	19-3-013-25-0010
		B0002	19-3-013-25-0011
		B0003	19-3-013-25-0012
		B0005	19-3-013-25-0013
		B0006	19-3-013-25-0014
		B0007	19-3-013-25-0015

		B0008	19-3-013-25-0016
		B0009	19-3-013-25-0017
		C0001	19-3-013-25-0018
		C0002	19-3-013-25-0019
		D0001	19-3-013-25-0020
電子機器組立て	電子機器組立て	A 甲 0004	19-3-015-25-0001
		A 甲 0005	19-3-015-25-0002
		A 甲 0006	19-3-015-25-0003
		A 甲 0007	19-3-015-25-0004
		A 甲 0008	19-3-015-25-0005
		A 甲 0009	19-3-015-25-0006
		A 甲 0010	19-3-015-25-0007
		B0001	19-3-015-25-0008
		C0002	19-3-015-25-0009
		C0003	19-3-015-25-0010
		C0004	19-3-015-25-0011
建築大工	大工工事	A 甲 0001	19-3-038-25-0001
		A 甲 0003	19-3-038-25-0002
		A 甲 0004	19-3-038-25-0003
		A 甲 0005	19-3-038-25-0004
		A 甲 0006	19-3-038-25-0005
		A 甲 0007	19-3-038-25-0006
		A 甲 0008	19-3-038-25-0007
		A 甲 0009	19-3-038-25-0008
		A 甲 0011	19-3-038-25-0009
		C0001	19-3-038-25-0010
フラワー装飾	フラワー装飾	A 甲 0002	19-3-119-25-0001
		A 甲 0003	19-3-119-25-0002
		A 甲 0004	19-3-119-25-0003
		A 甲 0006	19-3-119-25-0004
		A 甲 0007	19-3-119-25-0005

指定管理者公募公告

滋賀県営住宅について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和元年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県営住宅（42団地、172棟、2,898戸。以下「県営住宅」という。）
- (2) 所在地 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、近江八幡市、東近江市、彦根市、長浜市および高島市の12市

2 指定管理者が行う業務

- (1) 入居者の募集、入居および退去の手続に関する業務
- (2) 家賃等の収納に関する業務
- (3) 入居者への指導および連絡に関する業務
- (4) 県営住宅および共同施設の維持および修繕に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が県営住宅および共同施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が県営住宅および共同施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和元年9月27日(金)および令和元年9月30日(月)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
申請書類の提出は、持参または郵送とする。また、郵送の場合は、書留郵便で、令和元年9月30日(月)午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県庁新館6階 滋賀県土木交通部住宅課公営住宅管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4234

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和元年8月30日(金)から令和元年9月30日(月)まで
- (2) 配布場所 滋賀県ホームページ

7 説明会 令和元年9月10日(火)午後2時から、滋賀県大津合同庁舎3階3-A会議室において説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

----- 一般競争入札の公告

令和元年度から令和6年度における校務情報ネットワークセキュリティ対策強化システム構築・運用管理業務について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

令和元年8月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 業務名および数量 校務情報ネットワークセキュリティ対策強化システム構築・運用管理業務 一式
- (2) 業務の内容等 滋賀県立学校の教員が使用する「校務情報ネットワーク」に係るセキュリティ対策強化システムの構築および運用管理業務。詳細は入札説明書による。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和6年12月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（平成31年滋賀県告示第46号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 平成27年1月1日以降に1,000台以上の端末または1,000名以上の利用者を対象とした同種のセキュリティ対策システムの構築業務または運用管理業務を履行した実績を有する者であること。詳細は入札説明書による。
- (6) 入札説明書に併せて交付する「校務情報ネットワークセキュリティ対策強化システム構築・運用管理業務調達仕様書」に示す機能、性能等を満たすサーバ等の機器の納入が可能なる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類（以下「確認申請書類」という。）を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 2(5)および(6)に掲げる要件を満たすことを証する書類。詳細は入札説明書による。
- (2) 提出期限 令和元年9月30日(月)17時までとする。

なお、これ以降であっても確認申請書類の提出を受け付けるが、この場合あっては、4(6)の入札を行おうとする日時までに提出するものとする。

- (3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4518

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4518 電子メール scict@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和元年8月30日(金)から令和元年10月9日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。)
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は電子メールにより交付する。(1)に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「セキュリティ対策強化システム構築・運用管理業務入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属・氏名、連絡先電話番号、FAX番号、メールアドレスを記載して送信すること。請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、これ以外の方法での交付は行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 令和元年9月13日(金)10時 滋賀県庁新館7階システム設計室IA
- (5) 入札書の提出期間 令和元年10月1日(火)から令和元年10月9日(水)まで(持参により提出する場合は、土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(持参により提出する場合は、正午から13時までの間を除く。)
- (6) 入札書の提出場所および提出方法 入札書を(5)に示す期間内に(1)に示す場所に到達するよう持参または郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。なお、郵送の場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和元年10月10日(木)10時 滋賀県大津合同庁舎3階入札室(大津市松本一丁目2-1)

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は、業務に係る費用の総額を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から確認申請書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required : Construction, operation and maintenance of School affairs information network security measures strengthened system, 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, October 9, 2019
- (3) For further information, contact : General Education Division, Prefectural Board of Education, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 4518 E-Mail scict@pref.shiga.lg.jp

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の所在地変更の届出があった。

令和元年8月30日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 切 手 俊 弘

事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	名称	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	変更年月日
ヘルパー事業 所じゅう楽	東近江市五個 荘金堂町940	彦根市稲部町 100-4-4	一般社団法人 じゅう楽	居宅介護 重度訪問介護	2510500560	令和1.7.8

教育委員会告示

滋賀県教育委員会告示第4号

令和元年滋賀県教育委員会告示第1号（令和2年度滋賀県立高等養護学校入学者選考要項）の一部を次のとおり改正する。

令和元年8月30日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

4(3)カ(7)中「392円」を「404円」に改める。

付 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

公安委員会規則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月30日

滋賀県公安委員会委員長 堀 井 とよみ

滋賀県公安委員会規則第7号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則（昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「場合において当該申請に係る行為が公益上または社会の慣習上やむを得ないものであると認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは」を「ときは、特定の場所に駐車せざるを得ない事情、用務の内容等を審査し」に改める。

付 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

企業庁公告

令和元年度滋賀県職員採用選考第1次考査実施公告

令和元年度滋賀県職員採用選考第1次考査を次のとおり行います。

令和元年8月30日

滋賀県企業庁長 桂 田 俊 夫

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務予定先	職務内容
水道（電気系）	1人程度	滋賀県企業庁または浄水場（馬淵・水口）	浄水場の運用に係る保守管理・工事設計施工管理等の業務および関連する行政事務

※ 勤務先により、交替制勤務に従事していただくことがあります。

2 受験資格

- (1) 昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の日時および場所

第1次考査	日 時	場 所
第1日	10月20日(日) 受付開始 9時00分 着 席 9時30分 教養試験 10時00分～ 休 憩 12時00分～ 専門試験 13時00分～ 適性検査 15時15分～ 終 了 16時15分頃	滋賀県庁北新館3階多目的室 大津市京町四丁目1番1号(新館入口で受付)
第2日	11月17日(日) ※ 詳細は第1日に試験会場で通知します。 ※ 第2日の試験は、第1日の教養試験および専門試験の成績上位者についてのみ実施します。	

※ 試験会場へは必ず公共交通機関を利用してください。試験会場への自家用車の乗り入れはできません。

4 第1次考査の方法等

	種目・方法	内 容	時間
第1日	教養試験（択一式）	公務員として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代の社会に関する知識（知識分野）ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力（知能分野）について筆記試験（大学卒業程度）を行います。40題出題、全問必須解答	120分
	専門試験（電気）（択一式）	必要な専門知識についての筆記試験（大学卒業・高専卒業程度）を行います。30題出題、全問必須解答 出題分野：数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	120分
	適性検査	公務員として必要な適性について検査を行います（第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、6(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）。	—
第2日	論文試験	専門技術者に必要な識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。	90分
	口述試験	専門技術者としての知識および技能ならびに公務遂行能力等について個別面接による試験を行います。	—

※ 論文試験および口述試験は、教養試験および専門試験の成績上位者についてのみ行います。

※ 試験および検査は、全て日本語で行います。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります（携帯電話等は使用できません。）。

※ 択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（HBの鉛筆などと消しゴム）を持参してください。

5 第1次考査結果発表

	時 期	方 法
教養試験・専門試験成績 上位者発表	10月下旬（具体的な日時は、第1日に連絡します。）	企業庁ホームページに掲載するほか、専門試験の受験者全員に通知します。
第1次考査結果発表	11月下旬（具体的な日時は、第2日に連絡します。）	企業庁ホームページに掲載するほか、口述試験の受験者全員に通知します。

6 第1次考査結果発表以後のスケジュール

- (1) 第1次考査合格者については、令和元年12月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和元年12月中旬に採用内定の通知をします。
- (3) 採用予定日は、令和2年4月1日です。

7 給与

- (1) 給料は、月額201,240円（地域手当を含みます。）で、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、平成31年4月1日現在のものです。
- (2) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

8 受験手続および受付期間

(1) 申込方法および手続

ア 申込方法 原則として、インターネットにより申し込んでください。

※ インターネットによる申込みができない場合は、必ず9月13日（金）午後5時までに滋賀県企業庁経営課に電話で問い合わせてください。

イ 申込手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

※ 使用されるパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って期間内に申込みください。

- (2) 受付期間 令和元年8月30日（金）正午から令和元年9月26日（木）17時まで（ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

(3) 第1次考査受験時に必要な書類等

ア 出願票 1人1通（申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。）

イ 履歴書 1人1通（様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。）

ウ 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

エ 受験番号通知 1人1通（受験番号を通知するメールを印刷したもの）

※ 受験番号を通知するメールは、令和元年10月2日（水）以降に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。）。

※ 令和元年10月4日（金）までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県企業庁経営課に連絡してください。

9 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

正 誤

令和元年8月20日付け第31号滋賀県告示第131号中

ページ	行	誤	正
1	下から22	2100番地1	1094番地

